

SBI日本小型成長株選抜ファンド

追加型投信/国内/株式

愛称: センバツ



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。

■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

SBIアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第311号

■受託会社(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先

SBIアセットマネジメント株式会社

●ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

●電話番号 03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



この目論見書により行う「SBI日本小型成長株選抜ファンド（愛称:センバツ）」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月18日に関東財務局長に提出しており、2026年9月19日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 投資信託約款の内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産（投資信託証券（株式・中小型株））	年2回	日本	ファミリーファンド

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社
設立年月日:1986年8月29日
資本金:4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:8兆8,904億72百万円
※2026年6月末現在

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、小型成長株・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

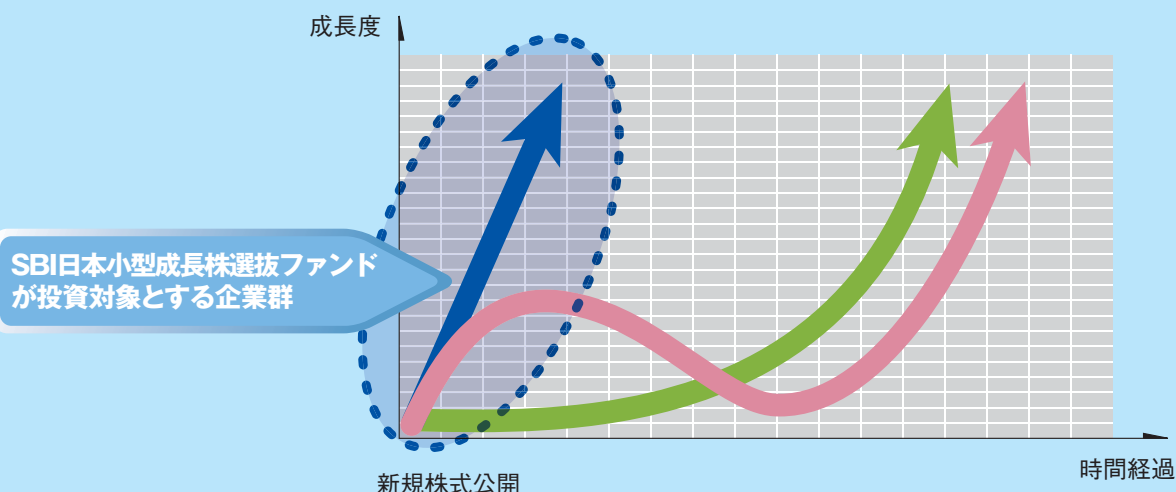
ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて新規公開という、いわば「第2の創業期」を成長の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」に厳選投資します。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後記の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

【SBI日本小型成長株選抜ファンドの投資対象】

※イメージ図



注)企業の成長過程をイメージしたものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

- UBPインベストメンツ株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

《UBPインベストメンツ株式会社の概況》

設立	2005年10月5日 関東財務局長(金商)第192号
助言資産	1,355億円(2026年6月末現在)
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言
特徴	①革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査・分析・投資助言に特化 ②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 ③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

運用方針

●ボトムアップ調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析（ボトムアップ調査）を行い、

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ①中長期高成長戦略の有無・妥当性 | ②短期的業績の信頼性 |
| ③企業経営者の理念・志 | ④財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準 |

等を総合的に評価判断します。

●「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

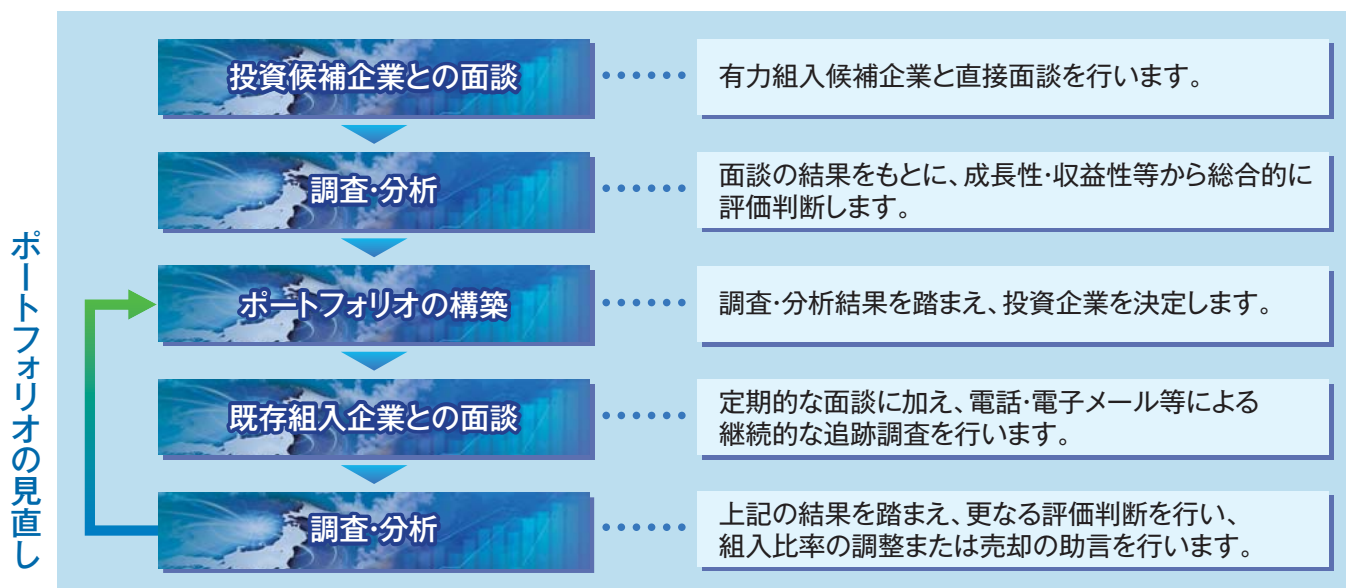
総合判断した企業群は、

- | |
|----------------------------|
| ①革新的な高成長企業群の銘柄数を限定する「銘柄分散」 |
| ②一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」 |

その他1銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

《助言銘柄選定のプロセス》

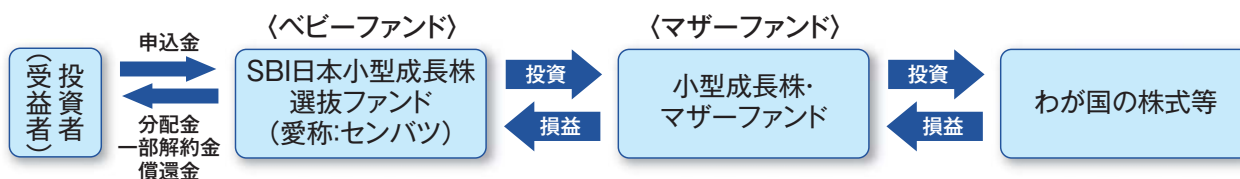
投資顧問会社であるUBPインベストメンツ株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資信託（ベビーファンド）の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

投資信託証券への投資割合	マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

年2回、6月22日及び12月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は経費控除後の配当等収益及び売買益等の全額とします。
- ② 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- ・上記は、将来の分配金の支払い及びその金額について、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等価値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が下落した場合に、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
流動性リスク	株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

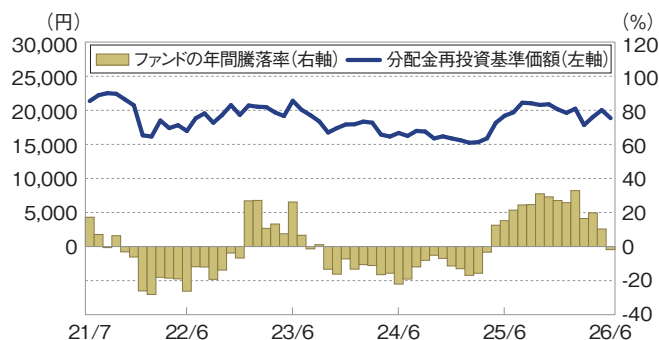
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

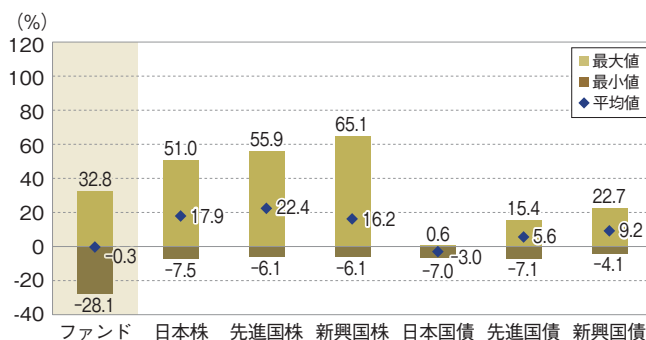
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年7月～2026年6月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年7月～2026年6月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

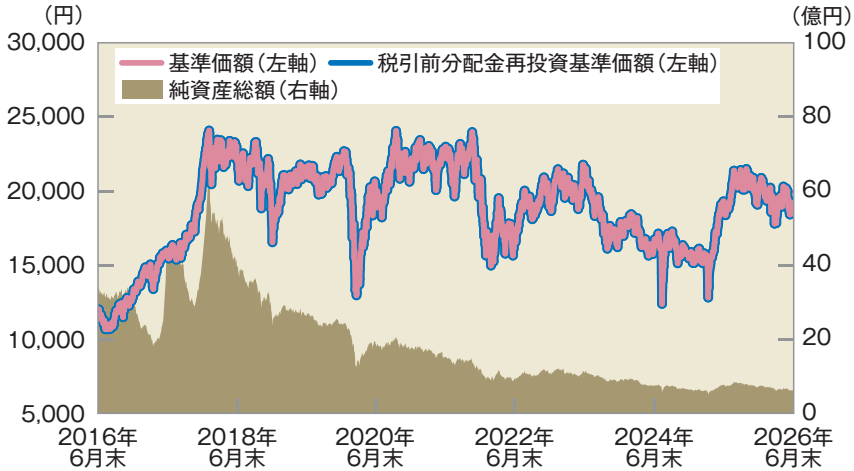
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザ、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2026年6月30日)

(2016年6月30日~2026年6月30日)



基準価額(1万口当たり)	18,841円
純資産総額	6.15億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第20期(2024年6月24日)	0円
第21期(2024年12月23日)	0円
第22期(2025年6月23日)	0円
第23期(2025年12月22日)	0円
第24期(2026年6月22日)	0円
設定来累計	0円

組入銘柄

投資対象ファンドの名称	比率
小型成長株・マザーファンド	100%

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

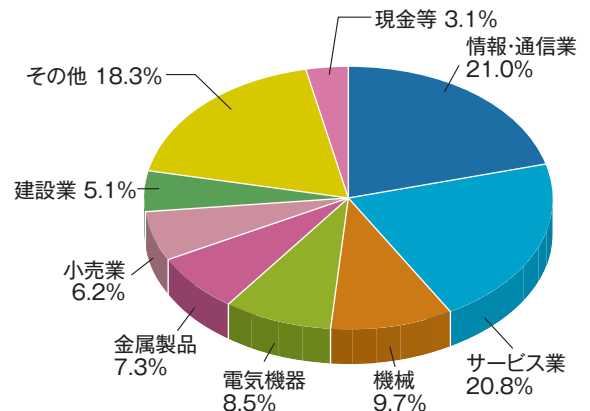
《組入上位10銘柄》

銘柄名	業種	組入比率
1 M I C	サービス業	3.6%
2 令和アカウンティング・ホールディングス	サービス業	3.4%
3 西部技研	機械	3.3%
4 ワンキャリア	情報・通信業	3.3%
5 守谷輸送機工業	機械	3.2%
6 J R C	機械	3.2%
7 湖北工業	電気機器	3.2%
8 技術承継機構	金属製品	3.2%
9 オカムラ食品工業	食料品	3.1%
10 KOKUSAI ELECTRIC	電気機器	3.1%

《構成比率》

マザーファンド	純資産比
国内株式	96.9%
現金等	3.1%
合計	100.0%

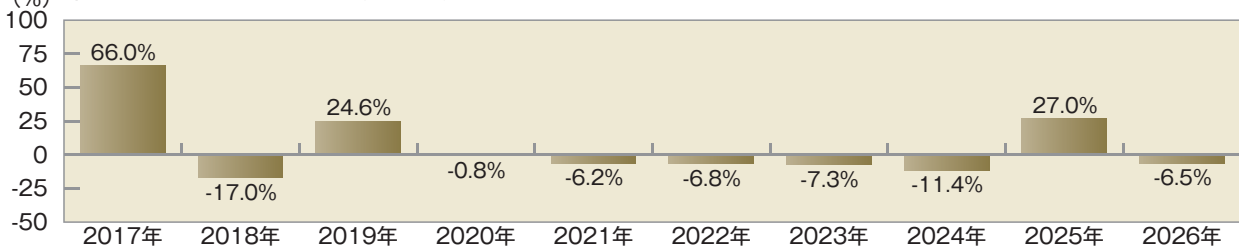
《業種別構成比率》



※比率(%)は、マザーファンド純資産総額に対する比率を示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2026年は年初から6月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2026年9月19日(土)～2027年3月19日(金) ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。
信託期間	無期限（設定日：2014年3月28日）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	年2回（原則として6月と12月の各22日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	300億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜:3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。	換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、下記①の基本報酬と②の実績報酬を加算した額とします。 ①基本報酬 ファンドの日々の純資産総額に年1.485%(税抜:年1.35%)を乗じて得た額とします。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.80%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用 及び手数料	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 ・委託会社の報酬より、投資顧問(助言)会社への報酬が支払われます。 ②実績報酬 本ファンドは信託報酬に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬を受領します。 [実績報酬算出日の決算前基準価額^{※1}－ハイ・ウォーター・マーク]×受益権総口数／1万×13.2%(税抜:12.0%) ※1 決算前基準価額については以下参照。 毎計算期末において、当該日の1万口当たり基準価額(実績報酬控除前の1万口当たり基準価額(「決算前基準価額」))がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。 なお、当該信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 (ご参考)		
	実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
	2025年12月23日～ 2026年6月22日	22,970円	19,180円
	2026年6月23日～ 2026年12月22日	22,970円	—
	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。 ※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。2027年1月1日から防衛特別所得税が加わりますが、課税率の合計に変更はありません。

○税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

○少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2026年6月末現在のものです。税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

○法人の場合は上記とは異なります。

○税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2025年12月23日～2026年6月22日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.74%	1.48%	0.26%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

